

# 感染症予防及びまん延防止のための指針

株式会社 A・Y・Company

One step 訪問看護リハビリステーション

当事業所は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる医療サービス提供事業者として感染を防止し、感染症が発生した場合には感染症の拡大を防ぐ為、速やかに対応する体制を構築する事を目的として本指針を定める。

## 1. 基本方針

利用者及び職員の安全確保のため、感染症の発生予防に留意し、感染事例発生時には迅速に適切な対応をとる為に、感染症の原因特定及び感染拡大防止に必要な措置を講じる事を可能とする体制を構築し、適切に運用する為本方針を定めるものである。

## 2. 感染予防・拡大防止対策および感染発生時の適切な対応等の整備

### (1) 平常時の対策

- ① 感染症の発生を防止し、発生時に適切な対応を迅速に行うため感染対策委員会を設置・運営する
  - イ) 委員会の運営責任者は事業所の管理者とし、当該者を感染対策担当者とする
  - ロ) 感染対策委員会は看護・リハビリ・事務職から2人程度で構成する
  - ハ) 委員会は定期的に6か月に1回以上開催する。ただし開催の必要が生じた場合には担当者が招集し開催する。
- ニ) 委員会の役割は以下内容とする
  - ・ 感染症予防対策及び発生時の対応の立案
  - ・ 指針、各マニュアルの作成及び更新
  - ・ 利用者及び職員の健康状態の把握
  - ・ 感染症発生時の報告連絡体制の整備（行政・家族）
  - ・ 研修、教育計画の策定及び実施
- ② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、訪問時に職員が感染源となることを防止し、利用者および職員を感染の危険から守ることを目的とした「感染対指針」を整備する。

また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

  - イ) 利用者及び職員の健康管理
  - ハ) 標準的な感染予防策
- ニ) 衛生管理
- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、職員を対象に1年間に1回以上の「研修」を定期的実施する。
- ④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、職員を対象に1年間に1回以上の「訓練」を定期的実施する。

## (2) 発生時の対応

感染症が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに下記の措置を講じる。

- ① 発生状況の把握
- ② 感染拡大の防止
- ③ 感染者への医療的措置
- ④ 行政への報告
- ⑤ 医療機関及び保険所との連携

## 3. 指針の閲覧

感染症予防対策指針は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。

### 【附則】

本指針は、令和6年4月1日から施行する